

サイバーセキュリティ パートナーシップだより



No.21

令和2年7月22日 山口県警察本部生活環境課

IHCを通じたインターネット空間の浄化にご協力を!!

インターネット上には、児童ポルノや規制薬物の広告に関する情報などの違法情報や、犯罪その他の違法行為を誘発するおそれのある有害情報が氾濫しています。

こうした情報への対応を効果的に推進するための通報窓口として、インターネットホットラインセンター（通称IHC）が設置されています。警察への通報は消極的になってしまうという方は、是非ご活用ください。

IHCの役割は、インターネット上の違法・有害情報に関する通報を受理し、「警察や関係機関への通報」、「プロバイダ等への対応依頼」を行うことです。

～ IHCへ通報可能な違法情報等 ～

○ 違法情報

・ わいせつ・アダルト

性器が明らかに確認できる無修正画像やそれに近い画像など

※ 学術・医学・芸術目的のものは除く

・ 児童ポルノ

児童（18歳未満）を対象にした性的画像、動画など

・ 出会い系・売春

金銭を貰う代わりに身体を売るような内容の書き込みなど

・ 薬物・ドラッグ

違法な薬物の使用をあおったり、販売することを目的とした書き込みなど

・ その他、犯罪に該当するような内容

うそ電話詐欺関連情報（通帳、携帯電話の売買等）、フィッシング詐欺情報

他人のID・パスワードをさす行為（不正アクセスを助長する行為）など

○ 有害情報

・ 人を自殺に誘引等する情報

自殺に関する不適切なサイトや書き込みなど

※ 詳細は、IHCの運用ガイドラインを参照



～ IHCへの通報 ～

下記ホームページの「通報フォーム」から送信

IHCのホームページ（<http://www.internethotline.jp>）

※ IHCは、相談機関ではありません

※ サイバー犯罪に関する相談は、最寄りの警察署又は下記「サイバー犯罪相談窓口」へ

※ 殺人、爆破、自殺予告など緊急に対応が必要な情報は警察に110番通報



サイバー犯罪相談窓口

TEL 083-922-8983

mail cyber.soudan@police.pref.yamaguchi.lg.jp

～研修会の依頼は警察署又は警察本部生活環境課まで～

サイバー
防犯広報



https://www.police.pref.yamaguchi.lg.jp/kurashi/page_b001_000003.html